

平成27年度文教厚生常任委員会管外視察報告書

視察年月日 平成27年7月22日(水)～23日(木)

目 的 本委員会が所管する事項に関する先進地の取り組みの調査・研修

視 察 先 滋賀県湖南市(7月22日)
兵庫県相生市(7月23日)

視 察 者 平林委員長、吉岡豊和副委員長
池田委員、橋本委員、藤田委員、松本経一委員、由利委員
(随行) 議会事務局議会総務課 伊藤主事

視 察 内 容

【滋賀県湖南市】

対応者：健康福祉部 社会福祉課 発達支援室 大濱室長
湖南市議会事務局 議事課長事務取扱 山中管理監

1 視察日時 平成27年7月22日(水) 午後1時30分～3時30分

2 視察項目 湖南市発達支援システムについて

3 湖南市の概況

湖南市は、面積、70.40平方キロメートル、人口54,817人、世帯数22,400(平成27年4月1日現在)で、滋賀県南部に位置し、大阪、名古屋から100キロメートル圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点にある。南側に阿星山系を、北側に岩根山系を望む丘陵地で、これらの丘陵地に囲まれて、地域の中央を野洲川が流れ、野洲川付近一帯に平地が開け、水と緑に囲まれた自然環境に恵まれた地域である。地形は、平地、丘陵、山林に分かれ、特に山林が全土面積の5割強をしめている。

古くは、近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、江戸時代には東海道五十三次の51番目の石部宿がおかれ、これを中心とした街道の産業や文化が栄えた。また、高速道路や国道1号とJR草津線が東西に走っており、京阪神のベッドタウンとしても住宅開発が進んだ。奈良時代の昔から現代に至るまで、常にこのような交通の要衝として発展し続け、さらに気候が温暖な上に、野洲川を中心に開けた平野にも恵まれたこともあって、さまざまな産業と文化を育んできた。

4 内 容

(1) はじめに

「中学校を卒業する時に、自分に対してどんな支援が必要か、自分の言葉で周りの人に伝える子どもにしておきたい。」この言葉の中には、当事者本人や家族が、発達障がいや弱さを自ら理解し受け入れたうえで、周りの方の支援も受け、社会の一員として働き、納税者として自立していく、という側面と、それを違和感なく社会全体で支えていくのだというまちの雰囲気と決意が込められている。

平成 11 年、甲西町（平成 16 年石部町と合併、現・湖南省。人口約 5 万 6 千人）において、町内のすべての障害児・者団体（知的障害・身体障害・精神障害・発達障害等）が障害のある人への一貫した支援体制を求めて、「甲西町障害児・者団体連絡協議会」を結成された。この協議会の最初の活動が、障害のある人への支援体制の実現署名であった。1 万 3 千人の署名を集め当時の町長に要請し、障害児教育の専門家の採用と支援システムの構築に向けての一步を踏み出した。その後、平成 17 年 6 月議会において、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」が制定され、市・市民の責務として位置づけられ取り組まれている。

また、湖南、甲賀の近隣両市で、ここあいパスポートをつくり、継続した支援をするための情報連携ノートで、広域に支援を広げている。

（2）発達支援システム

この発達支援システムは、平成 17 年 6 月議会において、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」が制定され、市・市民の責務として位置づけられ取り組まれている。発達支援システムの円滑な運営と保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関との連携による障害のある人への効果的な支援を求めたのである。

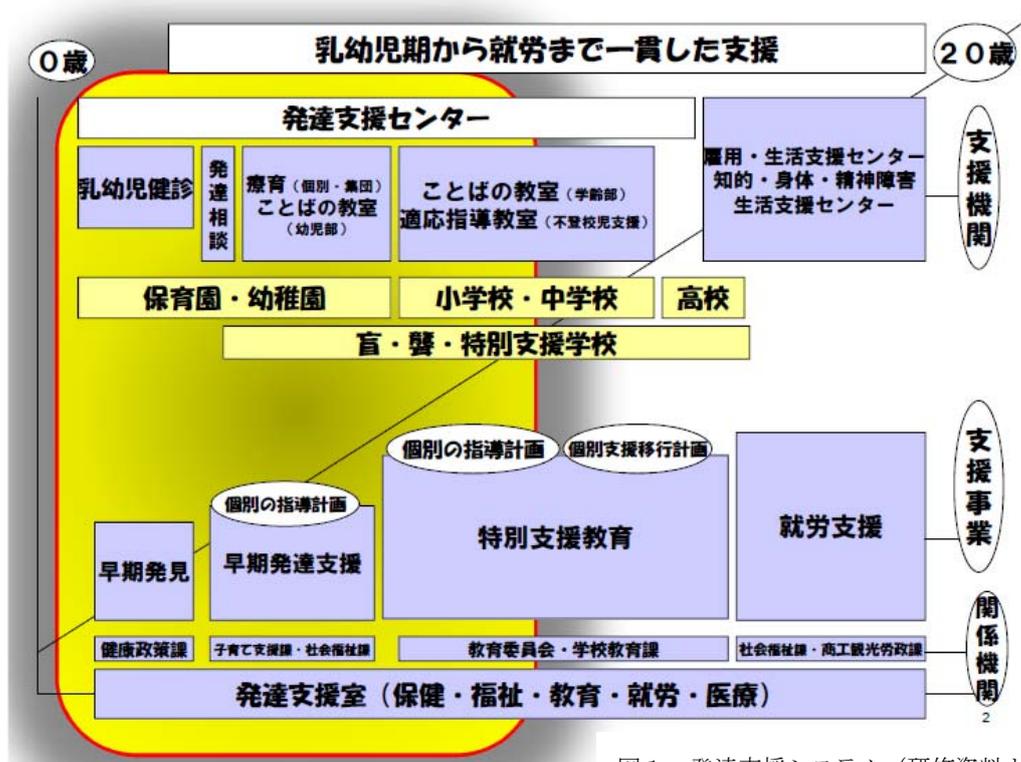


図 1 発達支援システム（研修資料より抜粋）

このシステムは、教育・福祉・保健・就労・医療の関係機関の横の連携によるサービスと、個別指導計画・個別移行計画による縦の連携によるサービスを提供するものである。横の連携は、支援対象児者に対し関係する諸機関が役割分担しながら、個別のサービス調整会議を基に支援するものであり、縦の連携は、個別指導計画を療育段階から保育園、幼稚園、小中学校、就労に至るまで継続して作成、活用する共通支援ツールとしているものである（図2）。

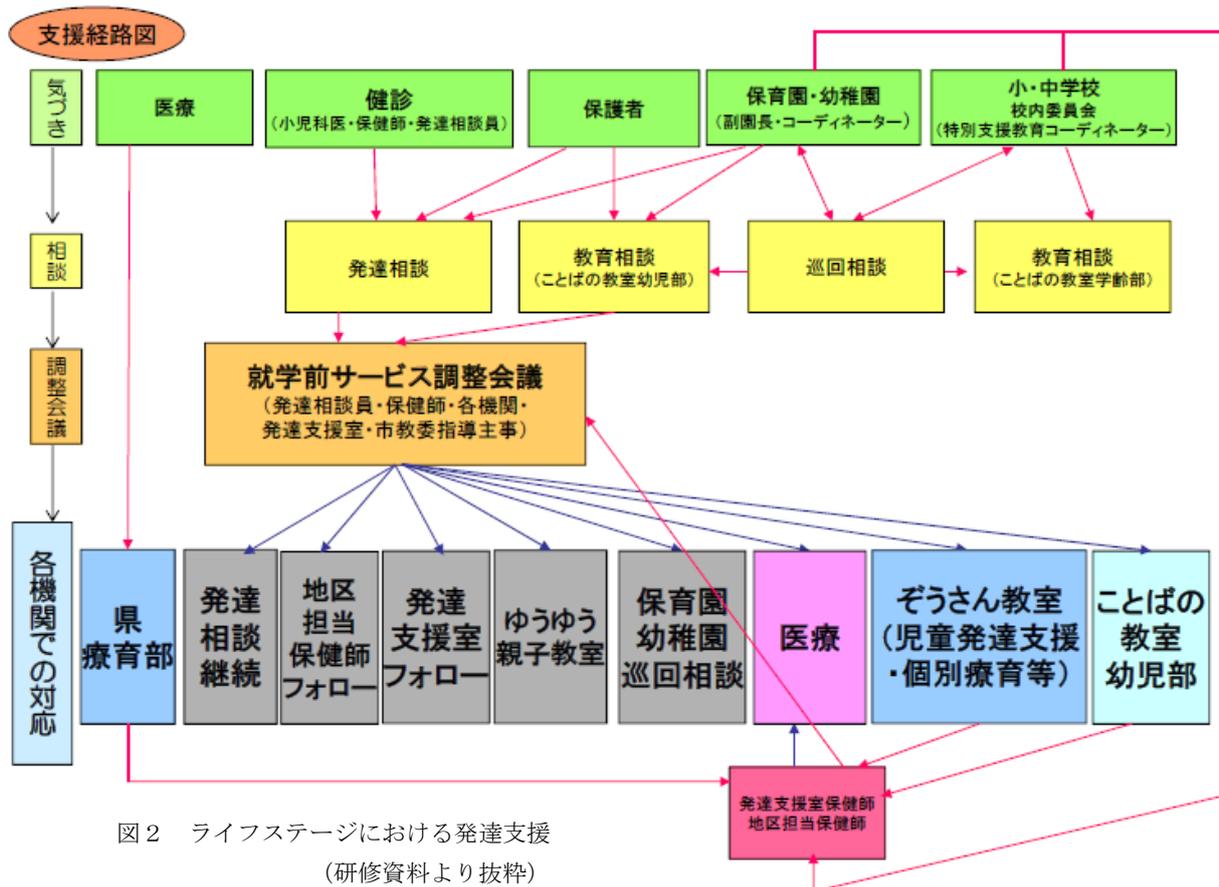


図2 ライフステージにおける発達支援
(研修資料より抜粋)

システム全体を統括する発達支援室が、市長部局に設置されている。この発達支援室が、市役所内の保健・福祉・教育・就労担当者と連動しながら、障害のある人への支援を行っていく。

◆ 特徴1 教員身分（教頭職）の職員を発達支援室長として配置

ここには現職の教員身分（教頭職）の職員が発達支援室長として配置され、全体のコーディネートをしていることである。発達支援室長は学級担任、通級指導教室担当、

保健における早期対応

保護者の困り感をより早期に受け止め、子どもの課題に気づき、保護者支援・児への支援ができるように、様々な場面を通して保健師が直接保護者と話ができるような体制をつくっている。「子育てに何か困ったら、保健師に相談すればよい」と思っただけのような出会いを重ねられるように心がけている。

- ①母子健康手帳交付
- ②新生児訪問
- ③乳幼児健診
- ④ゆうゆう親子教室
- ⑤発達相談
- ⑥育児相談

学校教育課指導主事などの経験者で、現場経験があるがゆえに実際に教育と保健・福祉・医療・就労をつなぎやすいというメリットが大いに発揮されている。

◆ 特徴2 発達支援室に専属の保健師が配属

発達支援室に専属の保健師が配属され、「小さい頃から子どもの事を知っていてくれる保健師さん」という安心感、信頼感が保護者との間に生まれ、子どもの就学後の支援者としての力が発揮される。

〈 主な任務 〉

① 福祉サービスについての対応

保健師は社会福祉課の障がい担当経験者で、福祉サービス提供等事業者や、相談支援事業所とのかかわりがあり、窓口としてつなぎやすい。

② 医療受診に関すること

保健師は発達支援室で、唯一の医療職として、医療受診の事前情報を把握、医療機関との連携がとりやすい。

③ 地区担当保健師との連携

地区担当保健師と常に連携し、一緒に家庭訪問、面談などを行い、就学後の継続支援に結びつける。

④ 家庭支援・保護者支援（学校との連携）

個人のみならず、家庭との連携を持ち、家族や、家庭の状況全体の把握をすることにより寄り添って、支援をすることができる。

発達相談

実施にあたっては、児とその保護者にできるだけ心理的負担の少ないよう、また市のサービスに円滑につなげるように、担当発達相談員や相談場所を考慮している(必要に応じて地区担当保健師)。

年齢	担当発達相談員
0・1歳児	保健センター 発達相談員
2・3歳児	発達支援室 発達相談員
4・5歳児	ことばの教室 発達相談員



写真 発達支援室（研修資料より抜粋）

(3) 乳幼児期における支援

乳幼児健診により障害の発見と支援が始まる。3歳半までに5回健診が実施され、保健師・小児科医・発達相談員・保育士等を配置し、子育て機能を充実させている。健診で気づかれた事例は、保健師・療育担当者・発達相談員・ことばの教室担当者・教育委員会指導主事・発達支援室担当者などによる母子サービス調整会議を開催し、処遇検討会を行っている。この場では不安に感じている母親等に、誰が中心に関わり、今後、それぞれの事例をどの場で支援していくかを複数の専門家が話し合うことに意味がある。まず母親を支えることである。共感的理解と寄り添う支援から子どもの支援が始まる。

支援機関は、親子教室、療育教室、ことばの教室が設置され、個別指導計画に基づいた支援を行う。この計画書が次のステージの保育園、幼稚園に引き継がれていく。保育園、幼稚園では、個々の子どもの状況に応じて加配の担当者が配置され、個別指導計画が作成され支援がなされていく。園には、療育教室発達相談員や発達支援室保健師等が巡回相談にまわり、個々の子どもの行動観察や具体的な子どもへの関わりなどのコンサルテーションを行う。

巡回相談では、園の担当者とともに個別指導計画の作成と評価を実施している。

保育園・幼稚園における合理的配慮



ことばの教室



写真 保育園・幼稚園における支援とことばの教室（研修資料より抜粋）

ぞうさん教室

ワーク



マッサージ



クッキング



しんぶんあそび

写真 療養教室「ぞうさん教室」の様子
(研修資料より抜粋)

(4) 学齢期における支援

小中学校は、市の発達支援システムと連動させた取り組みで、特別支援教育を充実させている。就学前に作成された個別指導計画は小学校に引き継がれ、個のニーズに応じた指導・支援が開始される。学校は特別支援教育コーディネーターを中心に、学校全体で取り組む支援体制を構築してきている。障害のある児童生徒だけでなく、不登校や虐待、生徒指導をも含めた指導・支援体制である。

個の支援では、関係機関との連携による支援であり、市役所内の虐待担当者、精神保健担当者、生活保護担当者、障害福祉担当者、児童相談所ケースワーカー、保健所保健師、民生児童委員、教育委員会指導主事と連携している。諸機関と連動した支援の調整は発達支援室が担い、学校を支える体制をとっている。

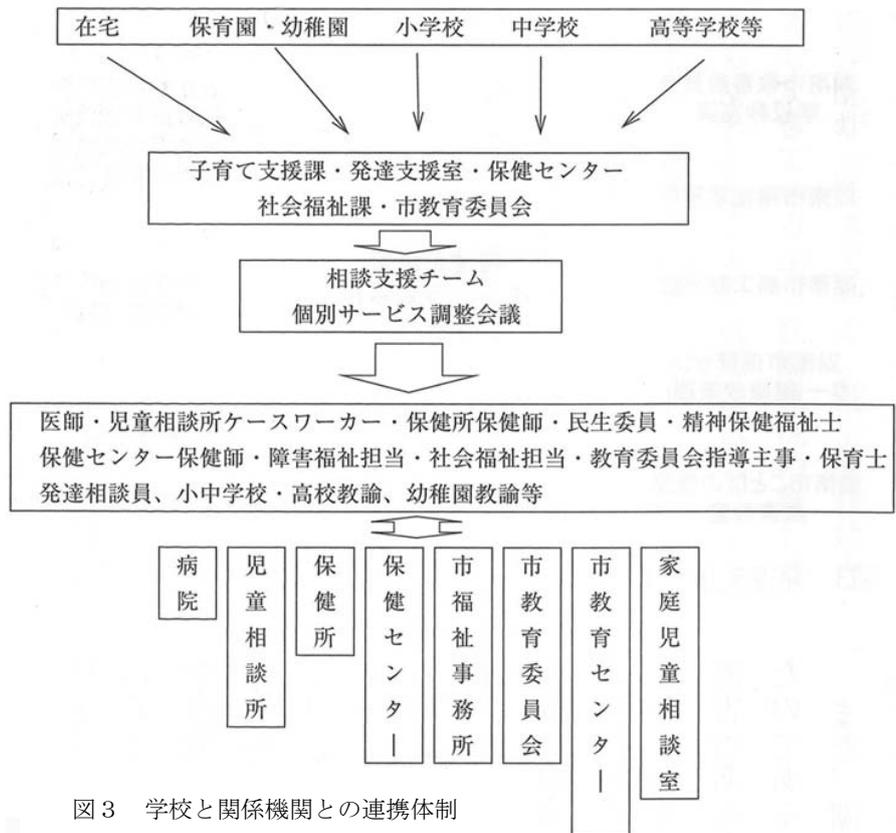


図3 学校と関係機関との連携体制
(研修資料より抜粋)

(5) 就労支援

障害者就労支援検討会を立ち上げ、障害者の就労について商工業会、福祉関係機関、行政・教育関係機関が検討を積み重ねた結果、市内の企業が特例子会社を設立するまでに至った。

また、平成 21 年度障害者就労情報センターを市単独で設置し、2 名の就労支援コーディネーターが中心となり、市内や周辺の市町村にある企業をまわり就労情報を提供している。就労支援は引き継がれた個別指導計画を基本に、当事者の希望を踏まえ関係諸機関の連携により進められている。

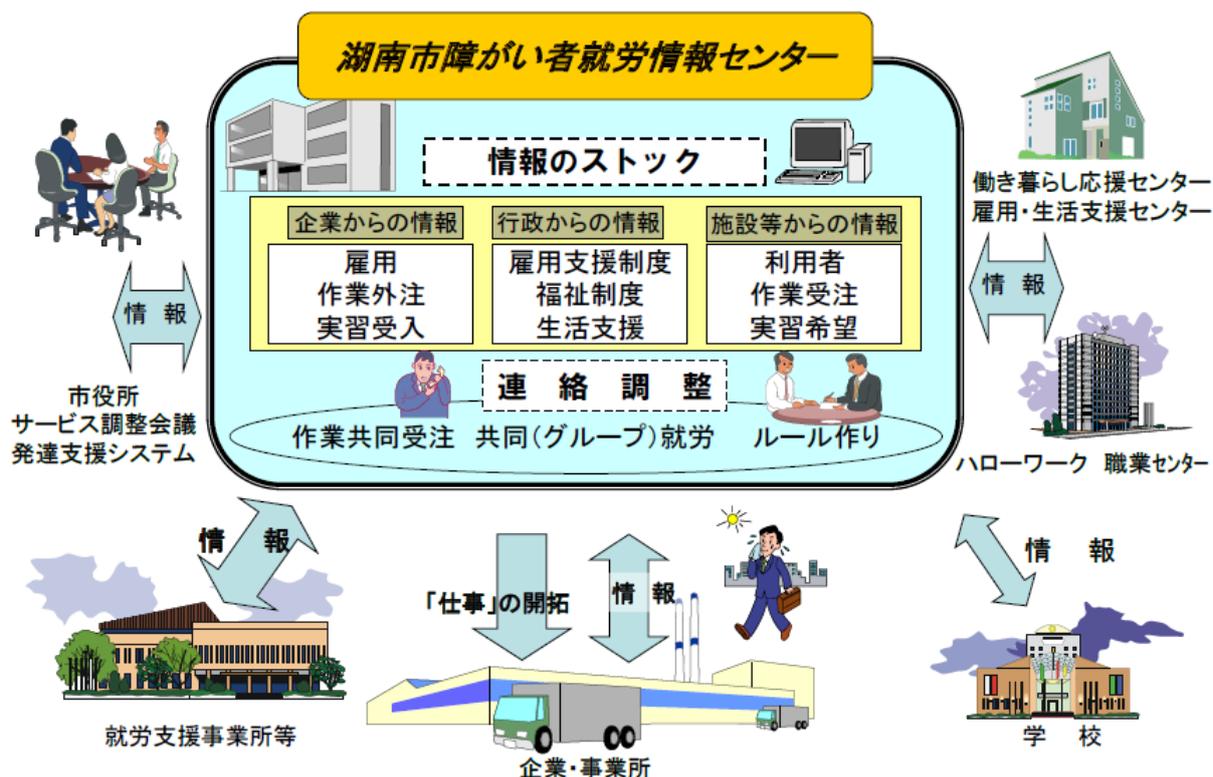


図4 湖南市障がい者就労情報センターにおける連携体制
(研修資料より抜粋)

(6) 発達支援 IT ネットワーク (KIDS)

発達支援に必要な情報交換のために、IT ネットワーク KIDS (Konan-city IT-network for Developmental Support) を運用している。市内公立・市立保育園、幼稚園、公立小学校、中学校、発達支援室、学校教育課、保健センター、ことばの教室、個別療育、子育て支援課、社会福祉課、商工観光課を結んでいる。また、市専門家チームメンバーの小児神経科医や巡回相談員、さらに養護学校とも情報交換ができる仕組みである。

◆ IT ネットワークの特徴

- ・ 関係者間の連絡調整や会議録の共有が容易にできる
- ・ 保護者の了承のもとに子どもの状況や指導記録が蓄積できる

◆ 機能

参加者にオープンな会議室での各機関へのメッセージ送信と返信、個別指導計画様式等のダウンロード、国の動向等へのリンクや研修に関する情報提供。クローズな会議室での子どもに関する指導情報の蓄積と共有である。また、特別支援学級の子どもたち同士のメッセージ交換や学習発表の場としても活用している。

湖南省発達支援ITネットワーク (KIDS)

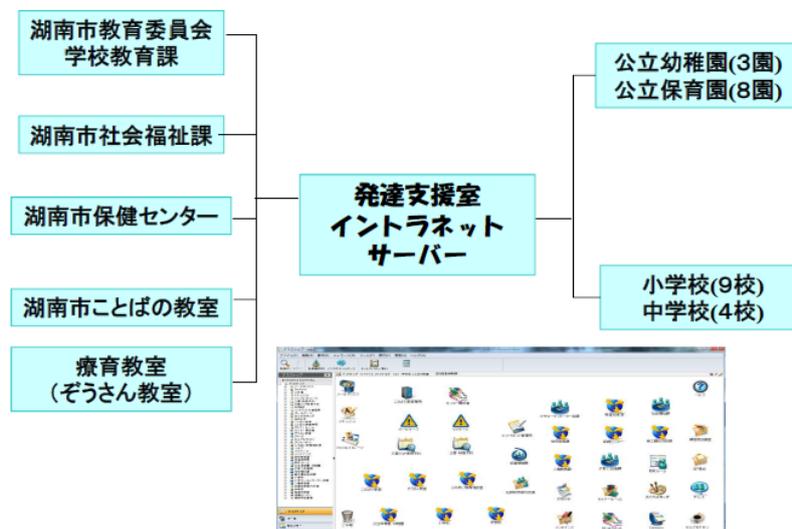


図5 発達支援ITネットワーク「KIDS」(研修資料より抜粋)

(7) ここあいパスポート

湖南省と隣接した甲賀市(人口約10万人)とともに、支援を必要とする一人ひとりのニーズに応じた支援を行うための「ここあいパスポート」を作成し、生涯にわたる継続した支援のためのサポートブックの活用にも取り組んでいる。ここあいパスポートと各ステージにおける個別指導計画をどのようにリンクさせていくかが課題である。

ここあいパスポート



●支援を必要とする人が、一人ひとりに応じた「継続した支援」を行うための、「情報連携」のノート。

●当事者・保護者が持ち、記入していく。保育園・幼稚園・小学校・中学校は保護者に個別の指導計画を提供する。さらに、支援者も記入し、当事者の情報の蓄積・充実を図る。

図6 ここあいパスポート(研修資料より抜粋)

(8) 発達支援システムの効果

- ・早期対応ができるので早期に支援に結びつき、それによって2次障がいも防ぐこともできる。
- ・障害のある人や支援が必要な人にとって継続した支援が受けられることになり、将来の見通しが持てるようになった。
- ・乳幼児期、学齢期、青年期とそれぞれのステージでの個々の支援の充実が図られ、障害児保育、特別支援教育が充実し、よりきめ細やかな支援がなされている。
- ・保育園・幼稚園・小中学校・療育機関等の各機関は、互いに連携しながら組織全体で取り組んでいる。
- ・連携の一つとして、「繋ぎ」の充実があげられる。個別指導計画を繋ぎのツールとして、発達支援室担当者や教育委員会指導主事がステージごとの担当者とともに繋げている。
- ・園や学校だけでは取り組むことが困難な事例に対し、市が園や学校を支援する仕組みができあがっているため、それぞれの機関が主体的に取り組んでいる。子ども自身の課題だけではなく、行政等を巻き込まないと難しい家族の状況に応じた支援、家族全体を考慮に入れた支援ができている。

(9) 課題と今後の展望

担当者が語られた、課題をまとめる。

- ・地域課題を解決し、個々のケースへの手立てを提示できる継続的な取り組みにしていく。
- ・就労支援は充実してきているが経済状況の厳しさから障害のある人の就労は依然として難しく、働く場の開拓と就労につなげる訓練ができる場所を増やすネットワークづくりが課題である。
- ・成人期の人の自己理解を促すためのマンパワーの構築。障害のある人等が自立していくには、生活面と労働面がバランスよく機能しており、当事者の主体性と支援がうまくマッチングしていくことが重要である。この発達支援システムを充実させながら、一人ひとりの支援のコーディネートがよりきめ細やかに実施されていくことが求められる。
- ・新渡日の子どもへの支援体制。

5 所 見

発達障害は、注意欠陥多動性障害やアスペルガー症候群、学習障害など、生まれつきの脳機能の障害である。厚労省などの専門機関の資料などによると、発達障害の発生頻度は6%程度であり、知的障害の2%に比べ発生頻度は多いとされる。

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、発達障害の定義と法的な位置付けが確立された。また、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進や、関係者の連携の確保なども法に明記された。

滋賀県湖南市の発達支援については、福祉、医療、教育、就労など関係機関・部署の連携により、「総合的なシステム」として支援する仕組みになっている。支援が複数部署にまたがる際の「行政の縦割りによる弊害」を排除するため、支援を統括する専門部署を健康福祉部内に置き、そのトップに専門員として教員経験者を割愛で配置している。この人材配置によ

って福祉と教育との連携がうまく進んでいる。さらに特筆すべきは、ITネットワーク化で情報共有を効果的に行う仕組みが確立していることである。これにより、一人ひとりの「個別の支援の経過」を関係者同士で共有することが可能になり、「切れ目のない支援の実現」につながっている。

そして市の独自の条例が、これら市の先進的な取り組みをゆるぎなく進めるバックボーンとなっているのは間違いない。条例の正式名は「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」といい、市や事業所の責務のほか「市民は（中略）積極的又はさりげなく応援することに努めなければならない」と市民の責務が明記されている。この条例に掲げられた理念の実現のために施策が展開され、成果が上がっている。条例の果たす役割がいかにか大きいか分かる。

湖南省の発達支援システムの中で、いくつかの点について印象を述べたい。まず早期発見のための「門戸の広さ」が印象深かった。早期の気づきは発達相談につながるルート的重要组成部分である。湖南省の考え方としては、発達に障害がある子どもだけでなく「すべての子どもたちの発達の特長」を見ながら、支援の必要な人に必要な支援をするというものである。障害のある子どもだけの相談となると、保護者によっては相談そのもののハードルが高くなってしまい、相談につながりにくいケースもあると言われている。従って、「すべての子どもたちの発達全体の相談と支援」という「入口の広さ」は重要だと感じた。

このこともあって、湖南省では小学校入学時に個別の指導計画を作成している生徒は全児童の約20%になる、とのことだった。参考までに小学生で約17.3%、中学生で約13.8%、高校生で11.5%の生徒が個別の指導計画を作成している、とのことある。京丹後市が全児童の数パーセントであることを思うと、比較にならないほど多い人数となっている。



湖南省視察の様子（湖南省役所）

前述の専門の統括部署の設置や教員経験者の割愛での配置のほか、巡回相談、各学校に複数のコーディネーターの配置、不登校児への支援、高校への訪問など義務教育終了後の支援、ここあいパスポート（支援ファイル）など、多くの実践や先進的取り組みがあるが、その中で、特にIT化による情報共有システムは効果的で秀逸である。専用サーバーに支援履歴を個人別のファイルとして保存し、支援関係者が閲覧できる。当然セキュリティに万全の対策はとってある。IT化による支援履歴の共有によって、様々な段階での支援の途切れが解消でき、「切れ目のない支援」を可能にしている大きなツールである。また、個々の支援履歴がデータファイルとして保管されていることで、将来にわたって容易に支援履歴を引き出せる

ため、障害者本人だけでなく、家族や支援者も含め、各種手続きにおいて支援記録の保存は大変助かるはずだ。

湖南省では「ファーストクラス」と呼ばれるソフトを使用し、初期投資が200～300万円、専用サーバーの費用年間数十万円、サーバー入れ替えが5年に一度で120万円、という説明だった。京丹後市でも情報政策課などと協力し、すぐにでも導入に向けて検討すべきである。

湖南省の発達支援システムの立ち上げの経緯は、平成11年に当時の甲西町の住民が13,000人の署名を町長に提出したことからスタートしたとのことだ。その地域には、障害者の福祉や教育に取り組み、近江学園の創立者である糸賀一雄氏の「この子らを世の光に」という理念が息づいている、と感じた。

発達支援は市民の声によって始まり、先駆者の熱意と現場のニーズにこたえながらの対応の積み重ねにより、ここまでのシステムに作り上げてこられたものである。今では市民の理解も非常に進み、市内外からの高い評価につながっている。しかし、湖南省も「この発達支援システムを動かしているのは人である」と自らの実践を紹介した著書の中で述べているとおり、やはり人材が重要なのは間違いない。

京丹後市における発達障害への支援については、保健所など関連機関や団体等と連携しつつ、法の趣旨に則り実施されているところである。しかし、乳幼児から成人期までの「切れ目のない支援」を行うためには、実践の積み重ねとともに、先進事例を謙虚に学びながら、より充実したものにする努力を継続的に続けなければならない。京丹後市としても専門性の高い人材の確保策や市の組織体制、データのIT化など、再点検すべき項目は多い。湖南省の事例を大いに参考にすべきである。

【兵庫県相生市】

対応者：企画総務部 越知部長、企画総務部 定住促進室 富田室長
相生市議会事務局 檀副主幹

1 視察日時 平成27年7月23日（木）午後9時15分～11時15分

2 視察項目 相生市子育て支援事業について

3 相生市の概況

相生市は兵庫の西南端に位置し、姫路市へは山陽本線で東へ約21キロメートル（新幹線で約10分）、さらに神戸市へ約76キロメートル（新幹線で約30分）の距離にある。風光明媚な瀬戸内海国立公園、西播磨丘陵県立自然公園など自然景観を生かした観光施設として「万葉の岬」、「羅漢の里」などを整備している。また、道の駅にも登録された「白龍城（ペーロン城）」は市の伝統行事であるペーロンをテーマにした施設で、天然温泉などが楽しめる。

市制施行 昭和 17 年 10 月 1 日

面積 90.45 平方キロメートル

人口 31,158 人
 (平成 22 年 10 月 1 日国調)
 30,460 人
 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

世帯数 12,141 世帯
 (平成 22 年 10 月 1 日国調)
 13,295 世帯
 (平成 27 年 4 月 1 日現在)



相生市視察の様子（相生市役所）

産業別人口

項目	(平成 17 年国調)	(平成 12 年国調)
第 1 次産業	399 人 (2.72%)	361 人 (2.29%)
第 2 次産業	5,159 人 (35.22%)	5,392 人 (37.66%)
第 3 次産業	8,932 人 (60.98%)	9,263 人 (58.80%)
分類不能	158 人 (1.08%)	197 人 (1.25%)

4 内 容

(1) 相生市子育て応援都市宣言について

相生市では、全国のどの都市にも負けない、日本一子育てしやすいまちを目指し、平成 23 年 4 月 1 日「相生市子育て応援都市宣言」を行った。市は、人口減少に歯止めをかけるため、子育て支援・定住施策として様々な事業を展開し、その中でも特徴的な事業を「**11の鍵**」として PR を行っている。

相生市の最高人口は、昭和 49 年の 42,188 人で、その後減少を続けて平成 22 年の国勢調査人口は 31,171 人となっている。また、相生市の年少人口の割合は 11.6% (H22 国調) で、県下市町の中で下位に位置している。年少人口の減少は、将来、相生市の人口に大きく影響することから、この課題を解決するために、「子育て応援都市宣言」を行い、子育て世代をターゲットに定住促進を図ることとした。

相生市子育て応援都市宣言
(平成 23 年 4 月 1 日宣言)

子どもは次世代を担うかけがいのない存在であり、子どもたちが夢と希望をもち、健やかに育つことは、わたしたちの願いです。

子どもを産み育てやすい環境をつくり、心豊かなたくましい人を育てることは、わたしたちの使命です。

わたしたち相生市民は、子供の笑顔があふれ、子育てに喜びを実感できるよう、家庭、地域、学校、行政みんなが手を携え、地域全体で子育てを支えるまちを目指し、ここに「子育て応援都市」を宣言します。

(2) 相生市「11の鍵」について

「あいおいが暮らしやすい」とのキャッチフレーズで、11の定住促進関連事業を「11の鍵」として、市内外へのPRを展開している。

(事業費は平成 27 年度当初予算)

(1) 新婚世帯家賃補助金交付事業 (定住促進室) 34,000 千円

市内の民間賃貸住宅に新たに入居する、結婚3年以内で、夫婦のどちらかが40歳未満の新婚世帯に、月額1万円の家賃補助を3ヶ年行う。

(2) 定住者住宅取得奨励金交付事業 (定住促進室) 16,000 千円

市内に住宅を新築または購入した40歳未満の世帯に50万円を、市外から転入者で住宅を新築または購入された世帯(年齢制限なし)に30万円を5年に分けて助成する。

*中古住宅の場合は、いずれも半額助成。

*新婚世帯家賃補助を受けており、市外からの転入者であれば住宅取得に関しても転入者扱いとする。

(3) マタニティタクシークーポン事業 (健康介護課) 630 千円

出産にかかる産婦人科(分娩施設)のない本市の課題解消と妊婦の負担軽減として、妊婦が医療機関や外出の際に利用できるタクシーの助成券10,000円分(500円×20枚)を贈る。

*1回の乗車に対し助成券の使用枚数制限なし。

(4) 出産祝金支給事業 (子育て支援室) 12,003 千円

産婦人科(分娩施設)が市内にないため、通院などで労力・交通費負担軽減と出産時にお祝いとして50,000円を贈る。

*市民の利用される産婦人科は、赤穂市、姫路市(両市とも車で約20分)。

(5) 乳幼児等こども医療費助成事業 (市民課) **45,537 千円**

兵庫県の事業である小学4年から中学3年までの入院医療費の無料化に加え、市単独事業として通院医療費の自己負担分を助成し、無料化を図っている。

*子育て応援都市宣言の前から取り組んでいる乳幼児等医療費助成と合わせると、中学3年までの医療費が無料。ただし、0歳児を除き所得制限を設けている。

(6) 子育て応援券交付事業 (子育て支援室) **4,968 千円**

子供が生まれた親に、0～2歳まで有料の子育て支援サービスに利用できる子育て応援券20,000円分を贈る。

*利用できるサービス：保育所一時預かり、延長保育、ファミリーサポート任意の予防接種など。

(7) 保育料軽減事業 (子育て支援室・教育管理課) **54,862 千円**

市立幼稚園保育料(6,000円)を無料とする。私立幼稚園、保育所には月額8,000円を限度に補助。

*8,000円は事業実施時の市立幼稚園保育料月額6,000円と給食費月額2,000円。

(8) 市立幼稚園預かり保育事業 (教育管理課) **5,361 千円**

私立の6幼稚園で4歳児、5歳児を対象に通常保育終了後の16時30分まで、月額5,000円で預かり保育を実施。

*原則、幼稚園の授業日の実施となり、おやつ代等は別途月額1,000円。

(9) 市立幼稚園給食事業 (学校教育課) **9,285 千円**

週3回(火・水・木)無料で給食を実施。金曜日は午前保育のためなし。月曜日は弁当の日。ただし、3歳児については2学期より給食実施。

(10) 給食費無料化事業 (学校教育課) **109,413 千円**

市立幼稚園(6園)、小学校(7校)、中学校(3校)、特別支援学校に通う、市内在住の3～15歳の約2,500人の給食を完全無料で実施。幼稚園も対象に無料化することは、全国の市では相生市が初めて実施。

*1人当たりの年間給食費は、予算額で幼稚園児23,000円。小学生44,000円。

中学生47,000円程度。一食当たり、幼240円、小250円、中310円。

*小学校の給食調理室にて調理し、各学校園に配送(親子方式)。

(11) 相生っ子学び塾事業 (生涯学習課) **6,115 千円**

児童の安全な放課後の居場所づくり、自学自習力と基礎学力の向上を目的に、地域の人々や教員OBの協力の下、小学5、6年生を対象に、国語、算数、英語などについてすべての小学校で実施。

*国語・算数＝週2回、英語＝月2回、教師はノートタッチ、空き教室を利用。

*珠算＝月2回、市民会館（平成27年度より実施）

◆ 各種支援事業の実績状況

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業名	平成26年度
出産祝い金	223件	209件	225件	出産祝い金	223件
子育て応援券	230件	238件	280件	子育て応援券	264件
新婚家賃補助	57件(31件)	78件(48件)	123件(72件)	マタニティタクシー	297件
若者住宅奨励	51件(10件)	71件(16件)	82件(29件)	新婚家賃補助	67件(38件)
転入者住宅奨励	14件	21件	48件	定住者住宅奨励	48件(16件)
こども医療費助成	6,559件	13,099件	12,813件	こども医療費助成	13,454件
保育料軽減	679人	671人	657人	保育料軽減	647人
学校給食	2,663人	2,589人	2,514人	学校給食	2,496人
預かり保育	69人	76人	74人	預かり保育	72人
相生っ子学び塾	-	-	209人	相生っ子学び塾	193人

*預かり保育（幼稚園）は1日基準の利用者数の合計。

*住宅支援は「新婚家賃補助」「若者定住奨励」のうち（ ）は転入件数。

*平成26年度より若者住宅奨励と転入者住宅奨励を統合し、定住者住宅取得奨励に改正。

◆ 「11の鍵」開始における反響

発表時の施策に対する批判的な主な意見

- ・ なぜ、子育て世代だけの支援なのか
- ・ 給食費は保護者が負担すべきではないか
- ・ 高齢者福祉サービスが後退するのではないか
- ・ 短期間で終わってしまうのではないか
- ・ 財政的に続けていけるのか

これらの意見に対しては、

◎将来の財政状況については、中長期のシュミレーションを行ったうえで実施

◎高齢者・福祉サービスは維持すること

など、議会、市民等への理解を得るため、市民対話集会等を通じて説明を行った。

◆ 今後の課題と対応

子育て応援都市として、子育て世代への周知割合も8割を超える結果となっており、口コミで評判が広がりつつある。

最大の目的は定住者を増やすことであり、住宅を新築または購入し、定住する場所として、相生市を選ぶ理由としては教育・子育て支援及び住宅取得助成のみではなく、住環境や交通の利便性などの要素も大きいと考えられる。よって、PRと分析の継続が必要である。

ただし、近年の社会経済状況の低迷による影響により財政状況についても、平成 23 年度当時と変化しており、次期行財政健全化計画において、相当な見直しを行う必要があり、同時に相生市の自立を目指した地方版総合戦略を策定することとしている。

5 所 見

相生市では平成 17 年 3 月に相生市 S O S 宣言を行い、第 1 期相生市行財政健全化計画を策定、平成 18 年 4 月よりスタートする中で、将来の人口減少が最重要課題として浮き上がった。増田寛也氏の『地方消滅』によると、相生市の場合 2040 年には 19,766 人となっている。そこで 11 の定住促進関連事業を「11 の鍵」と称して定住促進室を設置して取り組んでいることは、まさに危機感の表れではないかと考えられる。特に市立幼稚園 6 園、小学校 7 校、中学校 3 校の給食無料化に 1 億円もの財源を充てていることと、地産地消を現行は 3 割ではあるが将来は 6 割まで持っていきたいとのことであり、食育の観点からも評価したい。しかし日本全体が人口減少に歯止めがかからない現在、一自治体で行う施策には財政的にも限界があり、また転入者の増加につながる事業は、片方の自治体で人口が減少することになり、どこの自治体も同じような施策を打ち出しやすい側面があるのではないと思われる。担当者の説明では金太郎飴のようにならないためにも、制度についてはより考えていきたいとのことであったが、やはり出生による自然増につながるよう国、地方が制度面についても連携して取り組む必要があると思われた。

財源は相生市の相生市 S O S 宣言を行い、財政健全化を目指して予算ベースで 20%カットした。投資的経費事業の大きな見直しで 20 億円削減した。選択と集中というあたりで子育てにシフトするということがトップダウンが行われたことが印象的であった。教育費の占める割合が 24.5%だったが、京丹後市では 8 から 9 %だと思ふ。なかには子育て支援に沢山使うと高齢者に影響がないのか心配されたが、今のところはそのような声はなくなっており市民からは支持されているのではないかと。税金の使い道について全体的に考えなければならないが、どこに重点をおくかを明確にすべきである。

子育てをする世代に対して応援したいという気持ちは同じであるが、どういうメニューで支援するのが一番良いのか、メニューの中味について考えさせられた。給食の無料化が最大の目的であった訳である。確かに、給食費や保育料も含めて親の経済的な支出を財政的に支援することで負担を減らすことはできるが、これだけにフォーカスすることが良いのかという思いが一方ではあった。本市は相生市と違い、いわゆる大都市周辺のベッドタウンという位置づけでないことから考えると、相生市の 11 の施策の中味について我々はどういう内容で支援するのが良いのか、京丹後市なりの施策の中味を考えなければいけないと思った。中身が全く同じもので良いのかについては難しいと思ったのが正直なところである。給食の無料化を本市でもすぐに取り入れていくということは難しいという印象であった。

定住促進の関連事業として 11 の鍵を作っておられる。本市とは全部条件が異なる。相生市

ではこれで良いということのでかなりの金額を充てている。3億円といえば予算の2から3%になる。通勤、交通の利便性もよいということでも組まれたものである。しかし、本市に置き



相生市視察の様子（相生市役所）

換えてみると考える必要がある。本市の子育て支援については、今回の研修内容をベースにして、本市の様々な条件を考慮し、子育て世代が一番求めていることは何かということ、これを契機に考える必要があるのではないかと感じた。給食費についても無料化にすると2億円の予算がかかる。それを出すことにも無理がある。総合的に子育てのニーズを考えていく必要があると感じた。

11の鍵の説明の中で、1番、2番に移住対策をあげている。担当が企画総務定住促進室ということで、子育て支援と人口減少の対策として移住対策も非常に重要な対策としてとらえられている点でいろいろな考え方があると思った。企業誘致についても触れられた。相生市を神戸や姫路のベッドタウンとして位置付けるという考え方の方向性ははっきりしている。全体で考えられる点が京丹後市も見習うべきではないかと思う。給食費の完全無料化というのは非常にインパクトがあると思ったのだが、本市にあてはめると大変多額な予算を必要とすることや、子育て支援もいろいろ施策があると思うが、実践することについては中味を吟味、検討する必要があると感じた。

いままで実施してきた施策を11施策にまとめて、その中に予算配分をしていくという印象であった。3億円というのは、確かに魅力はあるが、根本的になぜ子どもの数が少ないのか、なぜ人口が増えないのか、なぜ出生率が低いのか、そこにはどのような原因があるのかといったことについての説明がなかった。分析されているのかもしれないがそのあたりが残念であった。たとえば第一子を産んだが2人目は産まない理由は何か、医療費なのか、給食費なのか、保育料なのかといったあたりの分析がなされたうえで、負担になっているところを集中的に行政が支援をするべきであるが、そのような分析が見えず、少しばらまきの印象であった。京丹後市にあてはめるのであれば、やはりそのあたりの分析をしっかりと、なぜ子どもが産み育てられないのか、親はどこに負担を感じているのかをしっかりと分析したうえで、そこに支援、投資をするべきである。議会においても、財政的な面ばかりではなく、たとえば一律給食の無料化ではなく、第2子、第3子を対象にすると良いのではないかというように、分析をして市に対して提言を行う必要がある。トップダウンでされているにもかかわらず、宣言のみであり条例化されていない。条例化してしっかりと受け継いでいく、トップが代わってもするのだという意気込みが感じられなかった点は少し残念であった。